

証券コード 7520  
2023年5月2日  
(電子提供措置の開始日 2023年5月1日)

株 主 各 位

東京都昭島市中神町1160番地1  
 **株式会社 エコス**  
代表取締役 平 邦 雄  
社長執行役員

## 第58回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。  
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイト  
に「第58回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社エコスグループウェブサイト】 <https://www.eco-s.co.jp/finance/>

また、上記のほか、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、書面又はインターネット等による議決権行使の方法は、本招集通知3頁から4頁までに記載のとおりですので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年5月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
  2. 場 所 東京都立川市曙町2丁目40番15号 パレスホテル立川 4階ローズルーム  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
  3. 目的事項  
報 告 事 項
    1. 第58期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第58期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
  - 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 取締役4名選任の件
  - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載内容を掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・事業報告の「会社の体制及び方針」
  - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、ご出席の株主の皆様には会場内マスク着用をお願いする場合がございます。また、今後の状況次第では、株主の皆様の安全を第一に考え、本総会の運営を変更する場合がございます。変更等が生じた場合は、当社エコスグループウェブサイトに掲載いたしますのでご出席の際にはご確認ください。

【当社エコスグループウェブサイト】 <https://www.eco-s.co.jp>

#### 【株主総会資料の電子提供制度にかかる当社の対応について】

2022年9月1日施行の改正会社法に基づく株主総会参考書類等の電子提供制度の開始に伴い、2023年3月1日以降に開催される株主総会にかかる株主総会参考書類等については、当社エコスグループウェブサイトアクセスいただき、インターネットを通じてご覧いただくことを原則とし、例外的に書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面で株主総会参考書類等をお送りすることになります。

しかしながら、2023年5月に開催予定の当社第58回定時株主総会にかかる株主総会参考書類等につきましては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお届けいたしました。株主総会参考書類等の内容の一部は、法令及び定款により認められる範囲で従前どおりウェブサイトでの開示とさせていただきますので、予めご了承ください。

<電子提供制度に関するお問い合わせ先>

三菱UFJ信託銀行 証券代行部

電子提供制度専用ダイヤル 0120-696-505（通話料無料）

（受付時間：土・日・祝日を除く平日、午前9時から午後5時まで）

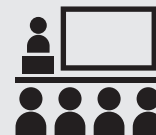
<https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html>

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 株主総会にご出席いただける場合

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2023年5月25日（木曜日）午前10時



## ■ 株主総会にご出席いただけない場合

### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2023年5月24日（水曜日）午後6時必着



### インターネットによる議決権行使

次ページのインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2023年5月24日（水曜日）午後6時まで



#### スマートフォンをご利用の株主様



同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

## ＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。  
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2023年5月24日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

##### (1) パソコンによる方法

- ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

##### (2) スマートフォンによる方法

- ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。  
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・ スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。  
※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

#### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

#### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以上

機関投資家の皆様へ 議決権電子行使プラットフォームのご案内  
株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）は、当該プラットフォームを利用した議決権行使が可能です。

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
☎0120-173-027 受付時間:午前9時から午後9時まで

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、安定配当の継続を基本方針としております。

第58期につきましては、当期の業績や財務状況を勘案し、前期の普通配当50円に代えて、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金55円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、612,876,110円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年5月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名（うち社外取締役2名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は以下のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	所有する 当社の株式数	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況
1	たいら くに お 平 邦 雄 (1968年6月12日生)	1,544,300株	1991年4月 株式会社ダイエー入社 1994年10月 当社入社 取締役 1999年5月 当社常務取締役企画室長兼開発本部副本部長 2000年1月 当社常務取締役第一販売事業部長 2002年11月 当社常務取締役営業本部長 2004年5月 当社専務取締役営業本部長兼物流部管掌 2005年5月 当社取締役副社長兼営業本部長 2006年3月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2010年9月 当社代表取締役社長 2022年5月 当社代表取締役社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社たいらや代表取締役会長 株式会社与野フードセンター代表取締役会長 株式会社マスダ代表取締役会長 株式会社平成取締役
〔取締役候補者とした理由〕 平邦雄氏は、当社エコスグループの経営指揮を執り、企業経営及び事業戦略に関する豊富な経験と知見を有しております。当社エコスグループの成長と更なる企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。			
2	たいら のり こ 平 典 子 (1966年2月27日生)	240,800株	1995年8月 当社入社 2011年9月 当社取締役営業本部副本部長 2012年3月 当社常務取締役営業本部副本部長 2012年5月 株式会社たいらや常務取締役 2013年5月 同社専務取締役 2014年3月 同社代表取締役社長（現任） 2014年5月 当社取締役 2017年6月 当社取締役副社長 2022年5月 当社取締役副社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社たいらや代表取締役社長 株式会社平成取締役
〔取締役候補者とした理由〕 平典子氏は、当社子会社代表取締役社長を務め、経営者として豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社の株式数	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況
3	ふじ た しょう ぞう 藤田昇三 (1948年8月1日生) (社外取締役)	600株	1976年4月 東京地方検察庁検事任官 2003年9月 佐賀地方検察庁検事正 2008年7月 最高検察庁裁判員公判部長 2010年6月 広島高等検察庁検事長 2010年12月 名古屋高等検察庁検事長 2011年8月 定年退官 2011年9月 弁護士登録 2012年6月 株式会社整理回収機構代表取締役社長 2015年10月 奥野総合法律事務所入所 2017年5月 当社取締役(現任) 2019年2月 藤田昇三法律事務所開設 (重要な兼職の状況) アセットマネジメントOne株式会社社外取締役・監査等委員 文化シャッター株式会社社外取締役・監査等委員 三機工業株式会社社外監査役
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕 藤田昇三氏は、高検検事長、整理回収機構代表取締役社長等の経験があり、その豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に中立的・客観的な視点から有効な発言を適宜行っております。また経営事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただいております。上記の理由から同氏には、今後も高度な知見に基づく経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通じて、当社の企業価値の持続向上に貢献いただけることを期待しております。			
4	の はら のぶ ひろ 野原信広 (1968年12月12日生) (社外取締役)	2,000株	1991年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社 2007年3月 株式会社タチバナ・インダストリーズ設立 代表取締役(現任) 2015年4月 株式会社タンデム・デザイン設立 代表取締役(現任) 2016年5月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社タチバナ・インダストリーズ代表取締役 株式会社タンデム・デザイン代表取締役
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕 野原信広氏は、企業経営者としての知識と高い見識に基づき、当社の経営に中立的・客観的な視点から有効な発言を適宜行っております。また経営事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただいております。上記の理由から同氏には、今後も豊富なビジネス経験を生かし、当社において業務執行から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 藤田昇三氏及び野原信広氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 責任限定契約

当社は藤田昇三氏及び野原信広氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約の責任に基づく限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

(2) 独立役員

当社は藤田昇三氏及び野原信広氏を株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 藤田昇三氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
5. 野原信広氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
6. 各候補者の「所有する当社の株式数」については、2023年2月28日現在の状況であります。

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）は、以下のとおりであります。

氏名	企業経営・ 人事・人材	法務・リスク マネジメント	財務・会計	マーケティング・ 営業	サステナビリティ
平 邦 雄	●		●		
平 典 子	●			●	
藤 田 昇 三		●			●
野 原 信 広	●			●	



### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会の開催の時をもって、2021年5月26日開催の第56回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役工藤研氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	所有する 当社の株式数	略歴、地位及び 重要な兼職の状況
く とう けん 工藤研 (1965年4月23日生)	一株	1996年4月 弁護士登録 1996年4月 江守・川森・渥美法律事務所入所 2000年12月 東京グリーン法律事務所開設 2021年5月 当社補欠監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社日本アジア投資補欠監査等委員取締役
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 工藤研氏は、弁護士としての専門的な見識に基づき、客観的な立場からその知識等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 工藤研氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 工藤研氏は、補欠社外監査役候補者であります。

(1) 責任限定契約

当社は社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に規定しており、当該契約の責任に基づく限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。工藤研氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。工藤研氏が社外監査役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

3. 当社は、工藤研氏が社外監査役に就任された場合、株式会社東京証券取引所に対し、同氏を有価証券市場規程第436条の2に定める独立役員として届け出る予定であります。

4. 候補者の「所有する当社の株式数」については、2023年2月28日現在の状況であります。

以 上

## 1. 企業集団の状況

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動制限が緩和される一方、地政学的リスクを背景とした不安定な世界情勢の影響を強く受ける等、依然として厳しい状況で推移いたしました。

食品スーパーマーケット業界におきましては、共働き世帯の増加やリモートワークの普及等ライフスタイルが多様化する中で、簡便・内食商品のニーズが増加傾向にあったものの、エネルギー資源や原材料の高騰に円安の煽りも加わり、相次ぐ仕入価格の上昇や電力料金の高騰といった厳しい経営環境が依然として続きました。

このような環境の中、当社エコスグループはこれまでどおり食品スーパーマーケット事業に資源を集中し、経営方針である社は「正しい商売」を徹底し、企業価値の創造と持続的な成長に向けた店舗づくりに取り組んでまいりました。

店舗開発におきましては、2022年6月、栃木県栃木市に「たいらや栃木都賀店」を出店、同年7月、茨城県つくば市に「TAIRAYAつくば桜店」を出店、同年11月、東京都東久留米市に「TAIRAYA東久留米店」の3店舗を出店いたしました。また、茨城県筑西市の「エコス下館岡芹店」を2022年5月から全面的に建て替えを行い、翌2023年2月に「TAIRAYA岡芹店」として営業を再開、2023年1月には、埼玉県さいたま市の「彩鮮館与野店」を建て替えのため閉鎖いたしました。また、不採算店舗1店舗を戦略的に閉鎖した結果、当連結会計年度末の当社エコスグループの店舗数は129店舗となりました。

店舗運営面におきましては、作業効率改善のために自動発注システムの浸透や陳列什器の見直し等による生産性の向上を図るとともに、お客様の節約志向、低価格志向、お買い物頻度の減少とまとめ買い志向の強まりに鑑み、いつ来てもお買い得、エブリデイ・ロープライスに取り組んでまいりました。また、充実した品揃えや、お買い物がし易い売り場への変更等、当社エコスグループ全体で5店舗の改装を実施いたしました。併せて自社電子マネー機能付きポイントカードやスマートフォンアプリを活用した販売促進、及び季節催事、ハレの日、地域催事等に連動した売り場づくりを強化し、集客の拡大に努めました。また、会計時に紙のレシートを発行しない電子レシートシステムを導入、環境に配慮した会計システムを構築いたしました。

商品面におきましては、適正な在庫管理の下、品質や鮮度を保つ丁寧な商品づくり、旬を感じる売り場づくりに努め、美味しさと品質、価格の両面において競争力の高い生鮮食品の提供に挑戦してまいりました。

また、当社エコスグループのプライベートブランド「ナチュラル」に代表される健康志向や環境負荷に配慮した商品開発、お客様ニーズにお応えする簡便商品や大容量パック商品等への対応、冷凍商品の拡充をしてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社エコスグループの営業収益は、1,227億49百万円となりました。また、営業総利益につきましては、351億58百万円（前期比4.4%減）となりました。

利益面につきましては、営業利益43億75百万円（前期比25.9%減）、経常利益45億22百万円（前期比25.2%減）となりました。これは主に、営業総利益が前連結会計年度に比べ16億8百万円減少したことによるものです。なお、販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ81百万円の減少でありました。

最終利益につきましては、特別利益としてテナント退店違約金収入等4百万円が発生し、また特別損失として減損損失等20億82百万円が発生したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は16億10百万円（前期比58.7%減）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は41億80百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

内 容	金 額
店舗の新設（3店舗）及び既存店舗の改装（5店舗）等	4,180百万円

### (3) 対処すべき課題

当社エコスグループは、毎日のお買い物を楽しんでいただくために地域密着の食品スーパーマーケットチェーンとして、環境と健康にやさしい暮らしを提供すべく以下の重点施策を推進してまいります。

#### ① 商品力の強化

お客様からの更なるご支持を獲得すべく、鮮度管理・商品管理に取り組みます。併せて、毎日がお買い得で豊富な品揃え、季節毎の催事に連動した売り場づくりを展開し店舗の集客力及び収益力の改善に取り組んでまいります。

#### ② サービス力の向上

気持ちの良い笑顔の接客、従業員の身だしなみ、清掃や衛生管理の徹底によって、ご来店いただいたお客様からの信頼を高められるよう、サービス力の向上に努めてまいります。

#### ③ ヤングファミリー層の獲得

ヤングファミリー層のニーズに応えられる品揃えや売り場づくり、効果的な情報発信、電子決済サービスの拡充等、これまで以上に幅広い層のお客様にとって利便性の高い店舗運営に努めてまいります。

#### ④ サステナビリティへの取り組み

##### (環境)

食品や資源物、エネルギーを無駄なく利用するために、食品ロスの削減、食品リサイクル・ループの推進、店舗における省エネ対応設備の拡充等、環境負荷の低減に取り組んでまいります。

##### (社会)

あらゆる人材が活躍できる組織づくりに努め、地域の生活催事に密着した店舗づくりを行うなど、地域社会との共生を目指してまいります。

##### (ガバナンス)

内部統制推進委員会等、各種委員会にて施策を審議し、社内チェック体制の強化に努めてまいります。また、社内外の研修を通して様々な法令の順守、並びに情報漏洩の防止等に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

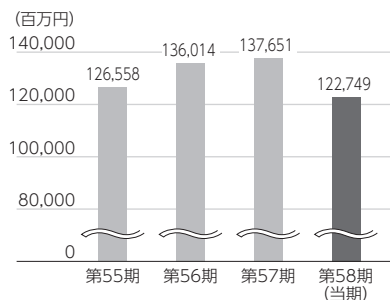
#### (4) 主要な事業内容(2023年2月28日現在) 食品スーパーマーケット事業

#### (5) 財産及び損益の状況

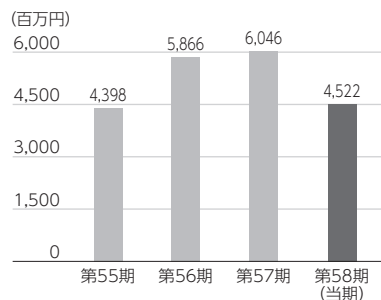
区 分	期 別	第55期	第56期	第57期	第58期 (当期)
営 業 収 益 (百万円)		126,558	136,014	137,651	122,749
経 常 利 益 (百万円)		4,398	5,866	6,046	4,522
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		2,411	1,554	3,898	1,610
1株当たり当期純利益 (円)		232.51	144.20	358.64	143.87
総 資 産 (百万円)		41,523	47,207	48,687	47,343
純 資 産 (百万円)		14,789	16,261	19,544	20,065

- (注) 1. 当社の計算書類は、日本基準に基づいて作成しております。  
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号2020年3月31日)等を第58期より適用しております。

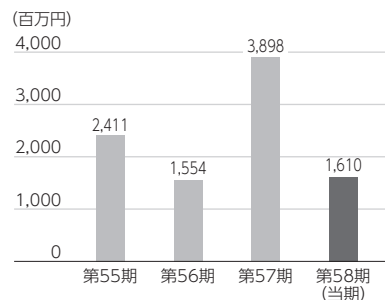
#### 営業収益



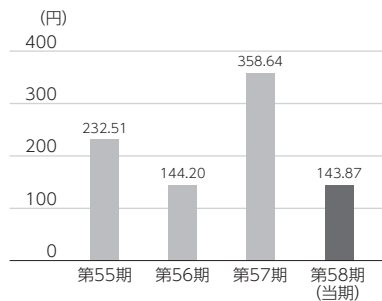
#### 経常利益



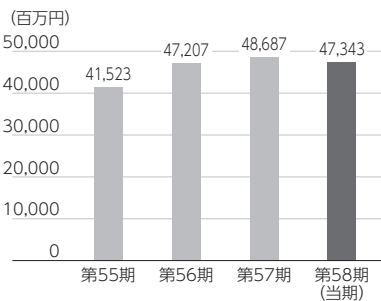
#### 親会社株主に帰属する当期純利益



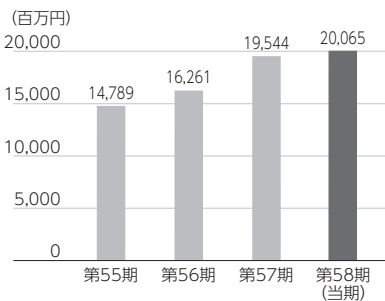
#### 1株当たり当期純利益



#### 総資産



#### 純資産



## (6) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社たいらや	100百万円	100.0%	食品スーパーマーケット事業
株式会社マスタ	95百万円	100.0%	食品スーパーマーケット事業
株式会社与野フードセンター	50百万円	100.0%	食品スーパーマーケット事業
株式会社TSロジテック	95百万円	100.0%	物流事業、資源リサイクル事業

### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

## (7) 主要な営業所及び工場(2023年2月28日現在)

会社名		区分	主な事業所名・所在地等
当 社	株式会社エコス	本部	東京都昭島市中神町1160番地1
		工場	グループ食品工場（埼玉県川越市）
		営業店舗	
		東京都（17店舗）	東久留米店、奈良橋店、拝島店、武蔵境店 ほか
		埼玉県（18店舗）	志木店、武蔵藤沢店、幸手店、春日部中央店 ほか
		神奈川県（2店舗）	城山店、八景島店
		千葉県（5店舗）	みのり台店、市川島尻店、宝珠花店、川間店、佐倉店
		茨城県（25店舗）	岡芹店、大洗店、美野里店、大子店、明野店 ほか
		栃木県（5店舗）	上三川店、小金井店、真岡荒町店、野木店、二宮店
福島県（3店舗）	棚倉店、白河東店、塙店		
子 会 社	株式会社たいらや	本部	栃木県宇都宮市平出工業団地9番23
		営業店舗	
		栃木県（27店舗）	栃木都賀店、川田店、今泉新町店、真岡店 ほか
	株式会社マスタ	本部	茨城県取手市東6丁目10番地8
		営業店舗	
		茨城県（12店舗）	つくば桜店、淵頭店、松代店、三和店 ほか
	千葉県（2店舗）	湖北店、馬橋店	
	株式会社 与野フードセンター	本部	埼玉県さいたま市中央区下落合1027番地
		営業店舗	
	埼玉県（13店舗）	宮原東口店、戸塚安行駅店、新座店、北与野店 ほか	
	株式会 社 TSロジテック	本部	東京都昭島市中神町1160番地1
		物流センター	所沢物流センター（埼玉県所沢市）
茨城物流センター（茨城県桜川市）			
宇都宮物流センター（栃木県宇都宮市） ほか			
リサイクルセンター	狭山リサイクルセンター（埼玉県狭山市） ほか		

**(8) 従業員の状況(2023年2月28日現在)**

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,488 (3,646) 名	8名増 (191名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマー及び契約社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(9) 主要な借入先の状況(2023年2月28日現在)**

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,665百万円
株式会社りそな銀行	2,408百万円
株式会社みずほ銀行	2,140百万円
株式会社三井住友銀行	2,120百万円

(注) 1. 2023年2月28日現在の借入残高が、1,000百万円以上の金融機関を記載しております。  
 2. 上記借入額には下記社債(私募債)の当事業年度末残高が含まれております。  
 株式会社みずほ銀行150百万円

**(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社エコスグループが積極的に取り組んでまいりました環境活動につきましては、食品リサイクルの分野において、改正食品リサイクル法の業種別目標であるリサイクル率60.0%を当事業年度も大きく上回る見通しであります。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 11,648,917株 (自己株式 505,715株を含む)  
 (3) 株主数 20,376名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社 琢磨	2,007千株	18.01%
平 邦 雄	1,544千株	13.85%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	662千株	5.94%
平 富 郎	403千株	3.62%
株式会社 ママダ	295千株	2.64%
エコス従業員持株会	291千株	2.61%
平 典 子	240千株	2.16%
株式会社 りそな銀行	133千株	1.19%
株式会社 日本カストディ銀行	111千株	0.99%
有限会社 ナカジマ	94千株	0.85%

(注) 当社は自己株式505,715株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く。）3名に対して、譲渡制限付株式報酬として普通株式18,000株を発行しております。



### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

株主総会決議日	2014年5月29日	2015年5月28日
新株予約権の数	60 個	300 個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 6,000 株	普通株式 30,000 株
新株予約権の払込金額	1個当たり 6,800円 (1株当たり 68円)	1個当たり 15,600円 (1株当たり 156円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり 74,900円 (1株当たり 749円)	1個当たり 100,500円 (1株当たり 1,005円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの金額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じるときはその端数を切り上げた金額を資本金とし、その差額を資本準備金とする。	
新株予約権の行使期間	2016年7月1日から 2023年6月30日まで	2017年7月1日から 2024年6月30日まで
新株予約権の行使の条件	(注1)	
当社役員の保有状況	当社取締役 1名 保有数 60個 株式の数 6,000株	当社取締役 1名 当社執行役員 1名 保有数 300個 株式の数 30,000株
	当社監査役 — 保有数 — 株式の数 —	当社監査役 — 保有数 — 株式の数 —

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。
  - ② 行使できる株式の数は、1,000株又はその整数倍とする。
  - ③ 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
2. 社外取締役は新株予約権を保有しておりません。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当
取締役会長執行役員	平 富 郎	—
代表取締役社長執行役員	平 邦 雄	—
取締役副社長執行役員	平 典 子	—
取締役	藤 田 昇 三	—
取締役	野 原 信 広	—
常勤監査役	酒 井 紘 一	—
監査役	鈴 木 茂 生	—
監査役	雨 宮 真 歩	—

- (注) 1. 取締役藤田昇三氏及び野原信広氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。取締役藤田昇三氏及び野原信広氏は株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 監査役鈴木茂生氏及び雨宮真歩氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。監査役鈴木茂生氏及び雨宮真歩氏は株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。また、監査役鈴木茂生氏及び雨宮真歩氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 2022年5月26日第57回定時株主総会の終結の時をもって、宮崎和美氏、村山陽太郎氏、飯島朋幸氏、上野潔氏、芳野幸夫氏、瀧田勇介氏、高橋正己氏の7名が取締役を退任しております。

取締役を兼務しない執行役員は下記のとおりです。

役名	氏名	担当及び地位
専務執行役員	宮 崎 和 美	営業本部長兼店舗運営部長兼営業企画部長
常務執行役員	村 山 陽 太 郎	財務経理部長兼経営企画部長
常務執行役員	飯 島 朋 幸	開発部管掌兼業務部管掌
執行役員	上 野 潔	生鮮食品部長
執行役員	芳 野 幸 夫	グロサリー部長
執行役員	瀧 田 勇 介	人事部長兼総務部管掌

- (注) 1. 当事業年度末以降、常務執行役員村山陽太郎氏は2023年3月1日をもって、執行役員の委嘱変更に伴い顧問といたしました。
2. 当事業年度末以降、常務執行役員飯島朋幸氏は2023年3月1日をもって、財務経理部長兼経営企画部長兼開発部管掌兼業務部管掌といたしました。
3. 当事業年度末以降、常務執行役員飯島朋幸氏は2023年3月16日をもって、財務経理部長兼開発部管掌兼業務部管掌といたしました。

(2) 取締役及び監査役の兼職の状況の明細  
(取締役)

氏名	兼職する会社、法人等	兼職の内容
平 邦 雄	株式会社たいらや 株式会社与野フードセンター 株式会社マスダ 株式会社平成	代表取締役会長 代表取締役会長 代表取締役会長 代表取締役
平 典 子	株式会社たいらや 株式会社平成	代表取締役社長
藤 田 昇 三	アセットマネジメントOne株式会社 文化シャッター株式会社 三機工業株式会社	社外取締役・監査等委員 社外取締役・監査等委員 社外監査役
野 原 信 広	株式会社タチバナ・インダストリーズ 株式会社タンデム・デザイン	代表取締役 代表取締役

(監査役)

氏名	兼職する会社、法人等	兼職の内容
酒 井 紘 一	株式会社たいらや 株式会社与野フードセンター	非常勤監査役 非常勤監査役
鈴 木 茂 生	全国弁護士協同組合連合会 医療法人社団やしの木会 一般社団法人ふくしま科学技術推進機構	常務理事 常務理事 常務理事
雨 宮 真 歩	公益財団法人マリオン財団 中日国際輸渡有限公司 株式会社プリプラにじゅういち 公益財団法人平木浮世絵財団 公益財団法人菊池美術財団 日中国際フェリー株式会社	理事(監査役) 監事(監査役) 監事 監事 監事 監事

### (3) 取締役、執行役員、監査役の報酬に関する基本方針

本基本方針については、当社取締役会において以下のとおり決議しております。

#### ① 基本方針

当社の取締役、執行役員、監査役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本とし具体的には、以下のとおりとする。

- (ア) 企業理念を實踐する優秀な人材を取締役、執行役員、監査役として登用できる報酬とする。
- (イ) 持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- (ウ) 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系とする。

#### ② 報酬構成

- (ア) 取締役（社外取締役を除く。）、執行役員の報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績に応じて変動する業績連動報酬で構成する。
- (イ) 基本報酬に対する業績連動報酬の報酬構成比率は、役割に応じて決定する。
- (ウ) 社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみで構成する。
- (エ) 監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査役の協議により決定する。

#### ③ 基本報酬

月例の固定報酬とし、役位、職務の内容に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

#### ④ 業績連動報酬

短期業績連動報酬（賞与）は、単年度の業績や目標達成度に連動する賞与を事業年度終了後に一括支給する。

#### ⑤ 譲渡制限付株式報酬

当社の取締役、執行役員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内とする。

各取締役への具体的な支給時期及び配分については、役位、職務の内容に応じて他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して取締役会において決定する。

#### ⑥ 報酬ガバナンス

- (ア) 報酬構成比率、及び基本報酬の水準、並びに業績連動報酬の業績指標及び評価方法は、指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。
- (イ) 各取締役、執行役員の報酬の額は、指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

取締役、執行役員の個人別の報酬等については、指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえ取締役会において総合的に議論、検討を行っており、当該方針に沿うものと判断しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	退職慰労金 (引当金繰入 額を含む)	
取締役 (社外取締役を除く)	708	141	47	26	492	10
監査役 (社外監査役を除く)	7	6	0	—	1	1
社外取締役	12	12	—	—	—	2
社外監査役	6	6	—	—	—	2
合計	735	167	47	26	493	15

- (注) 1. 取締役の報酬につきましては、2007年5月24日の第42回定時株主総会において取締役の員数15名に対して年額350百万円以内と決議されております。また、当該金銭報酬枠とは別枠で、2022年5月26日開催の第57回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額45百万円以内、株式の上限を年30,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。監査役の報酬につきましては、1992年5月29日の第27回定時株主総会において監査役の員数3名に対して年額35百万円以内と決議されております。
- 当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、3名です。
2. 上記支給額には、当事業年度にかかる役員賞与引当金繰入額47百万円を含んでおります。
3. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額493百万円を含んでおります。
4. 業績連動報酬は短期の業績に連動する報酬（賞与）であり、業績連動報酬以外の報酬は基本的な固定報酬が該当いたします。その支給割合は概ね、業績連動報酬25%、業績連動報酬以外の報酬75%を目安としております。当社は売上高経常利益率を自社の収益力を的確に示す指標として捉え、その中期的な目標を4.0%に設定しておりますが、当事業年度における売上高経常利益率の実績は、5.3%であり、これは対前期比23.4%の減益であります。短期の業績連動報酬（賞与）にかかる指標を達成しております。
5. 対象となる取締役（社外取締役を除く。）は、2022年5月26日の第57回定時株主総会以降、10名の内6名は執行役員、1名は顧問となっております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	藤田昇三	当事業年度開催の取締役会には、11回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また、法律家としての豊富な経験と幅広い見識を基に、議案の審議につき助言、提案を行っており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員長を務め、取締役、執行役員 の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	野原信広	当事業年度開催の取締役会には、11回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を基に、議案の審議につき助言、提案を行っており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役、執行役員 の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
監査役	鈴木茂生	当事業年度開催の取締役会には、11回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	雨宮真歩	当事業年度開催の取締役会には、11回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 他の法人等との兼職状況は、(2)取締役及び監査役の兼職の状況の明細に記載のとおりであります。なお、社外取締役及び社外監査役が兼職している各社と当社との間には特別な関係はございません。

### ② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役2名及び社外監査役2名それぞれと当社の間で、当該取締役及び当該監査役の会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項に規定する「最低責任限度額」を限度とする責任限定契約を締結しております。

### ③ 報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
社外役員 の 報 酬 等 の 額	4名	19百万円

## (6) 会社役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の社外役員を含む取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名 称  
アーク有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度にかかる報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの相当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬について同意しております。
3. 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務に関する調査業務についての対価を支払っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会社法第344条に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の目的とするものとします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

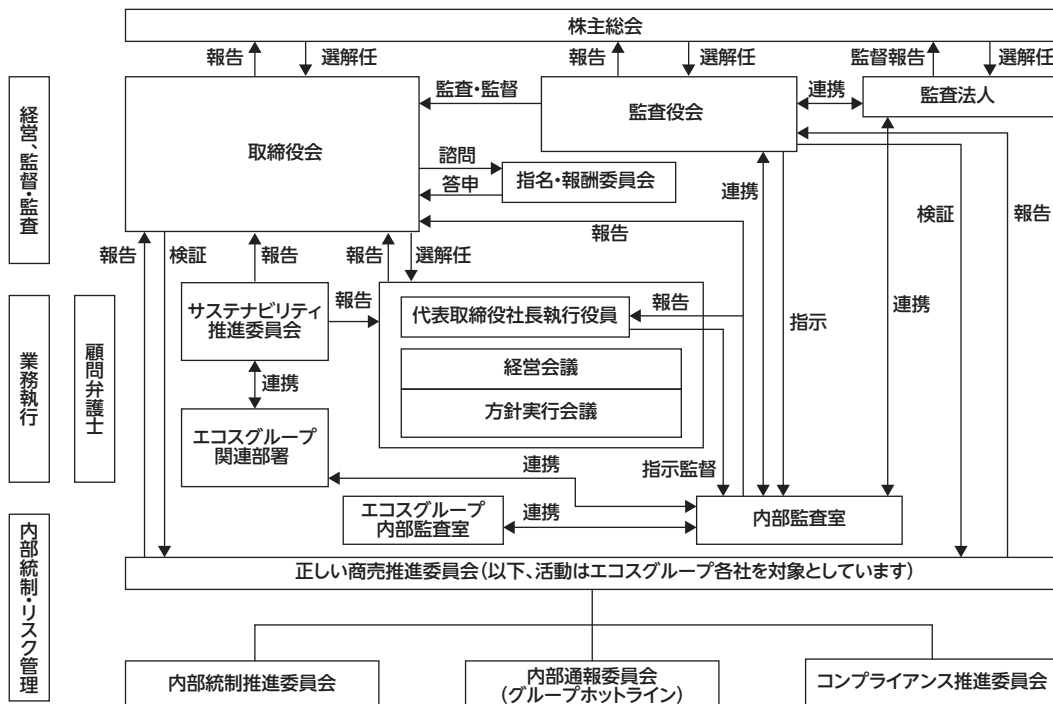
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

なお、内部統制の運用状況については下記方針に基づき、これを実現するために代表取締役社長執行役員を委員長とする「正しい商売推進委員会」を設置し、その傘下の「内部統制推進委員会」、「内部通報委員会」、「コンプライアンス推進委員会」の活動について定期的に取締役会に報告を行っています。

- ① 当社エコスグループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (ア) 当社の社是「正しい商売」・社訓に加え、広く法令及び定款の順守を当社エコスグループの取締役及び使用人の行動規範とし、コンプライアンス体制の構築と整備を徹底する。
  - (イ) その徹底のため、総務部はコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、取締役及び使用人に対し教育等を実施する。
  - (ウ) 監査役及び内部監査室は連携してコンプライアンス体制を監査し、定期的に取締役会に報告する。
  - (エ) 法令及び定款上疑義のある行為等について、従業員及びお取引先様等が直接情報提供を行う手段として内部通報制度規程を設け、「グループホットライン」を設置し運営する。
  - (オ) 反社会的勢力との関係を常に遮断し、不当な要求に応じぬよう取締役及び使用人は毅然とした姿勢でことに当り、被害の防止とステークホルダーの信頼を損なわぬよう行動する。
- ② 当社エコスグループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (ア) 文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。
  - (イ) 取締役及び監査役は文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
  - (ウ) 文書管理規程は、必要に応じ見直し改善を図る。
- ③ 当社エコスグループにおける損失の危機の管理に関する規程その他の体制
  - (ア) 想定される各種リスクについて各担当部門が関連規程に基づき、ガイドライン及び手引書等を制定して必要に応じ研修等を実施し、リスク管理体制を確立する。組織横断的なリスクの全社的対応は総務部が行う。
  - (イ) 監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、定期的に取締役会に報告する。
  - (ウ) 当社エコスグループの取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の改善に努める。
  - (エ) 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、対応する。
- ④ 当社エコスグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (ア) 当社エコスグループの取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的目標として毎期初に部門ごとの売上高、利益、費用に関する数値目標を設定し、管理会計手法により月次目標の達成度及び結果を見直すことにより、業務の効率性を確保するシステムを採用する。
  - (イ) 当社は子会社に対し、当社の職務分掌、指揮命令系統及び意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。
- ⑤ 当社エコスグループにおける企業集団の業務の適正を確保するための体制
  - (ア) 当社及び連結子会社は、企業集団の業務の適正性を確保するため、担当取締役による部門別グループ担当者会議を開催し、当社は、子会社の執行状況を確認する体制をとる。
  - (イ) 連結子会社の社長は、当社の月次開催の経営会議及び取締役会に出席し、自社の営業実績、営業施策の状況並びに財務状況を報告する。
  - (ウ) 当社経営企画部を中心に企業集団の横断的結束を強め、経営戦略の共有と具体的展開を図る。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (ア) 監査役は、内部監査室所属の使用人及び監査役が指名した使用人に、監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。
  - (イ) 監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、それにより当該使用人が不利益を被ることはないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役会への報告に関する体制
- (ア) 取締役及び使用人は、監査役（監査役会）に対して、法定の事項に加え、当社エコスグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度に基づく「グループホットライン」による通報状況とその内容を速やかに報告する体制を整備する。
  - (イ) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会と監査役会の協議により決定する。
- ⑧ その他監査役の実効性を確保するための体制
- (ア) 監査役の半数は独立社外監査役とし、対外透明性を確保する。
  - (イ) 監査の実効性を担保するため、監査役会と代表取締役社長執行役員との間の定期的な意見交換会を設定する。
  - (ウ) 監査役会は、内部監査室、会計監査人と緊密な連携を図り、監査の実効性を確保する。
  - (エ) 監査役が職務執行について生じる費用の支払いを求めた場合は速やかに当該費用の支払いを行う。

コーポレート・ガバナンス及び内部統制に関する体制図



## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、安定配当の継続を基本としつつ、業績並びに今後の事業展開等を勘案して配当を行う方針としております。当期の配当金につきましては、前期の普通配当50円に代えて1株につき55円の普通配当とさせていただきたいと存じます。

なお、上記剰余金配当について「剰余金の配当に関するお知らせ」として本年4月11日に発表済みですが、最終決定は、株主の皆様の意見を反映できるよう株主総会において決定することとしております。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。比率については、表示未満の数値を四捨五入しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 2023年2月28日現在	(ご参考) 前連結会計年度 2022年2月28日現在	科 目	当連結会計年度 2023年2月28日現在	(ご参考) 前連結会計年度 2022年2月28日現在
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>18,330</b>	<b>20,510</b>	<b>流動負債</b>	<b>17,688</b>	<b>19,400</b>
現金及び預金	9,041	11,583	買掛金	7,489	7,590
売掛金	1,259	1,213	一年内返済予定の長期借入金	4,792	5,140
商品及び製品	3,915	3,749	一年内償還予定の社債	150	314
原材料及び貯蔵品	33	33	未払法人税等	370	960
未収入金	3,413	3,305	賞与引当金	628	752
その他	691	637	役員賞与引当金	128	130
貸倒引当金	△25	△12	ポイント引当金	—	43
<b>固定資産</b>	<b>29,013</b>	<b>28,175</b>	契約負債	1,486	—
<b>有形固定資産</b>	<b>19,148</b>	<b>18,567</b>	その他	2,641	4,469
建物及び構築物	8,807	8,470	<b>固定負債</b>	<b>9,590</b>	<b>9,742</b>
工具、器具及び備品	1,439	1,457	社債	—	150
土地	8,447	8,386	長期借入金	6,699	6,582
建設仮勘定	443	238	役員退職慰労引当金	—	707
その他	9	15	退職給付に係る負債	626	631
<b>無形固定資産</b>	<b>938</b>	<b>1,040</b>	資産除去債務	249	246
その他	938	1,040	繰延税金負債	226	226
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,926</b>	<b>8,567</b>	再評価に係る繰 延税金負債	43	43
投資有価証券	986	986	その他	1,744	1,153
敷金及び保証金	5,516	5,497	<b>負債合計</b>	<b>27,278</b>	<b>29,143</b>
繰延税金資産	2,025	1,627	<b>純資産の部</b>		
その他	554	610	<b>株主資本</b>	<b>21,267</b>	<b>20,761</b>
貸倒引当金	△156	△154	資本金	3,318	3,318
<b>繰延資産</b>	<b>—</b>	<b>1</b>	資本剰余金	3,591	3,591
社債発行費	—	1	利益剰余金	15,303	14,301
<b>資産合計</b>	<b>47,343</b>	<b>48,687</b>	自己株式	△946	△449
			<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△1,207</b>	<b>△1,226</b>
			その他有価証券評価差額金	74	50
			土地再評価差額金	△1,318	△1,318
			退職給付に係る調整累計額	36	41
			<b>新株予約権</b>	<b>5</b>	<b>9</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>20,065</b>	<b>19,544</b>
			<b>負債及び純資産合計</b>	<b>47,343</b>	<b>48,687</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 2022年3月1日から 2023年2月28日まで	(ご参考) 前連結会計年度 2021年3月1日から 2022年2月28日まで
売上高	119,057	134,775
売上原価	87,591	100,885
売上総利益	31,466	33,889
営業収入	3,691	2,876
営業総利益	35,158	36,766
販売及び一般管理費	30,782	30,864
営業利益	4,375	5,901
営業外収益	239	249
受取利息及び受取配当金	33	61
受取配当金	176	149
受取利息及び受取配当金による収入	29	38
その他	92	105
営業外費用	53	69
支払利息	23	23
支払利息	15	12
その他	4,522	6,046
経常利益	4	105
特別利益	0	103
固定資産売却益	0	103
テナント退店違約金収入	4	2
特別損失	2,082	334
役員退職慰労金	384	—
固定資産売却損	164	126
固定資産売却損	31	—
減損損失	1,303	125
店舗閉鎖損	198	65
投資有価証券売却損	—	15
投資有価証券評価損	0	0
税金等調整前当期純利益	2,444	5,818
法人税、住民税及び事業税	1,235	1,829
法人税等調整額	△401	89
当期純利益	1,610	3,898
親会社株主に帰属する当期純利益	1,610	3,898

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 連結株主資本等変動計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年3月1日残高	3,318	3,591	14,301	△449	20,761
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△15	—	△15
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,318	3,591	14,285	△449	20,745
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△568		△568
親会社株主に帰属する当期純利益			1,610		1,610
自己株式の取得				△600	△600
自己株式の処分		△23		104	80
自己株式処分差損の振替		23	△23		—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,018	△496	522
2023年2月28日残高	3,318	3,591	15,303	△946	21,267

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2022年3月1日残高	50	△1,318	41	△1,226	9	19,544
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	△15
会計方針の変更を反映した当期首残高	50	△1,318	41	△1,226	9	19,528
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△568
親会社株主に帰属する当期純利益						1,610
自己株式の取得						△600
自己株式の処分						80
自己株式処分差損の振替						—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	24	—	△5	19	△4	14
連結会計年度中の変動額合計	24	—	△5	19	△4	536
2023年2月28日残高	74	△1,318	36	△1,207	5	20,065

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- (ア) 連結子会社の数  
(イ) 連結子会社の名称

4社  
株式会社たいらや  
株式会社マスタ  
株式会社与野フードセンター  
株式会社T S ロジテック

##### ② 非連結子会社の状況

- (ア) 非連結子会社数  
(イ) 非連結子会社の名称

2社  
株式会社平成  
株式会社令和

- (ウ) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- (ア) 持分法を適用していない非連結子会社の数

2社

- (イ) 持分法を適用していない非連結子会社の名称

株式会社平成  
株式会社令和

- (ウ) 持分法を適用しない理由

非連結子会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性に乏しいためであります。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、全て連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

- (ア) その他有価証券  
・ 市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

- ・ 市場価格のない株式等  
(イ) 棚卸資産

移動平均法による原価法  
棚卸資産の評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

- ・ 商 品

a 生鮮食品  
最終仕入原価法による原価法

b その他の商品

- ・ 製 品

売価還元法による原価法

- ・ 原材料、貯蔵品

先入先出法による原価法  
最終仕入原価法による原価法

② 固定資産の減価償却の方法

(ア) 有形固定資産

・ 建 物  
(建物附属設備は除く)

定率法  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物は定額法

・ 建 物 以 外

定率法  
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

・ 主 な 耐 用 年 数

建物及び構築物 8年～34年  
工具・器具及び備品 3年～20年  
そ の 他 6年

(イ) 無形固定資産

定額法  
ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間にわたって均等償却しております。

④ 引当金の計上基準

(ア) 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(イ) 賞 与 引 当 金

当社及び連結子会社の従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ウ) 役 員 賞 与 引 当 金

当社及び連結子会社は、役員への賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。

(エ) ポ イ ン ト 引 当 金

ポイントカードにより顧客に付与したポイントの使用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(オ) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金

当社及び連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ ヘッジ会計の方法

(ア) ヘ ッ ジ 会 計 の 方 法

金利スワップについては、ヘッジ会計の特例処理の条件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(イ) ヘ ッ ジ 手 段 と ヘ ッ ジ 対 象

ヘッジ手段 金利スワップ取引

(ウ) ヘ ッ ジ 方 針

ヘッジ対象 借入金

将来の金利の変動によるリスク回避を目的に行っており、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

(エ) ヘ ッ ジ の 有 効 性 評 価 の 方 法

ヘッジの特例処理によっている金利スワップであるため、有効性の評価を省略しております。



⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

(ア) 商品の販売に係る収益認識

当社エコスグループの顧客との契約から生じる収益は、食料品及び日用雑貨品等を主力としたスーパーマーケット事業を中核とした小売業での商品の販売によるものであり、このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社エコスグループが代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(イ) ポイント制度に係る収益認識

当社エコスグループは、スーパーマーケット事業においてポイントカードにより顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込みを考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益として認識しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

(ア) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準に適用しております。

(イ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

(ウ) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社においては、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額1,303百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 減損損失の金額の算出方法

当社エコスグループは、食品スーパーマーケット事業を営んでおり、固定資産の減損会計適用に際しては、会社の実態を反映したグルーピング・減損の兆候の判定・減損損失の認識の要否の判定・減損損失の測定を行い、その過程で合理的で説明可能な仮定及び見積りを行っております。

固定資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としております。

減損の兆候の判定は、各店舗の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合、環境の変化に伴い店舗の収益構造の悪化が著しい場合及び店舗固定資産の市場価格が著しく下落した場合並びに店舗閉鎖の意思決定が行われた場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候が把握された店舗のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を認識すべきと判定しております。

減損損失を認識すべきと判定された店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定しており、不動産の正味売却価額については不動産鑑定評価基準又はそれに準ずる方法等により評価しております。

#### ② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの基礎となる店舗ごとの事業計画の策定における主要な仮定は、客数、客単価及び成長率であり、店舗の周辺環境及び近似する店舗の過去の推移等を考慮して見積もっております。

#### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記仮定を含む見積りは、将来の不確実な市場動向等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる翌連結会計年度以降の収益予測及び費用予測の仮定が大きく異なった場合には、翌連結会計年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

(収益収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

#### ① 代理人取引に係る収益認識

卸売に係る収益や消化仕入に係る収益等について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。なお、当該収益を営業収入に計上しております。

#### ② ポイント制度に係る収益認識

従来、ポイント制度において付与したポイントの使用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、販売費及び一般管理費として費用処理しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

この変更により、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「ポイント引当金」で表示していたポイント制度に係る負債は「契約負債」で表示することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準等第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及処理しておりません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」、「その他」に含めて表示していた「電子マネー預り金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は11,123百万円減少し、売上原価は9,556百万円減少し、営業収入は723百万円増加し、販売費及び一般管理費は812百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ30百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は15百万円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は15百万円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「改正時価算定適用指針」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項及び改正時価算定適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

#### 4. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「無形固定資産」の「ソフトウェア」、「流動負債」の「未払金」、「固定負債」の「長期未払金」は、表示上の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結計算書類の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「無形固定資産」に表示していた「ソフトウェア」664百万円、「その他」375百万円は、「その他」1,040百万円として、「流動負債」に表示していた「未払金」1,767百万円、「その他」2,701百万円は、「その他」4,469百万円として、「固定負債」に表示していた「長期未払金」300百万円、「その他」853百万円は、「その他」1,153百万円として組替えております。

#### 5. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保資産

担保に供している資産

建物及び構築物	235百万円
土地	864百万円
計	1,099百万円

上記の物件は、以下の内容の担保に供しております。

短期借入金	－百万円
長期借入金（一年以内返済予定額を含む）	7,307百万円
流動負債「その他」（商品券他）	650百万円
計	7,957百万円

##### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 22,799百万円

##### (3) 土地再評価差額金

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は、第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日	2002年2月28日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△355百万円

##### (4) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行21行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	24,900百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	24,900百万円

## 6. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社エコスグループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	減損損失（百万円）
店舗	東京都（1店舗）	33
	千葉県（2店舗）	3
	埼玉県（9店舗）	437
	茨城県（5店舗）	107
	栃木県（9店舗）	721
上記における資産の種類は、建物及び構築物、工具、器具及び備品であります。		

当社エコスグループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位をグルーピングの最小単位としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗資産、賃貸資産及び市場価額が帳簿価額より下落している遊休資産については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 1,303百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物 1,136百万円、工具、器具及び備品 167百万円であります。

当資産グループの回収可能価額は土地については、正味売却価額（不動産鑑定評価額、路線価及び路線価のない土地は固定資産税評価額を基準に算定した金額）により測定しており、土地以外の資産については、売却が困難であるため、正味売却価額をゼロとしております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	11,648,917株	-株	-株	11,648,917株

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	277,606株	286,909株	58,800株	505,715株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 286,909株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得 286,500株、単元未満株式の買取 409株の増加であり、減少 58,800株は、新株予約権の権利行使による振替による減少 37,000株、譲渡制限付株式割当による減少 21,800株であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

2022年5月26日開催の第57回定時株主総会決議による配当に関する事項

(ア) 配当金の総額	568百万円
(イ) 1株当たり配当金額	50円
(ウ) 基準日	2022年2月28日
(エ) 効力発生日	2022年5月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

2023年5月25日開催の第58回定時株主総会決議による配当に関する事項

(ア) 配当金の総額	612百万円
(イ) 配当の原資	利益剰余金
(ウ) 1株当たり配当金額	55円
(エ) 基準日	2023年2月28日
(オ) 効力発生日	2023年5月26日

### (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第49回定時株主総会 (2014年5月29日開催) 決議分	第50回定時株主総会 (2015年5月28日開催) 決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	6,000株	30,000株
新株予約権の数	60個	300個

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社エコグループは、一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用することを原則としておりますが、取締役会の決議に基づく一定の枠の範囲内での有価証券投資を行っております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達し、店舗等の設備投資に必要な資金は銀行借入、社債発行及び割賦契約により調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金の主なものは、仕入割戻金で、取引先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、店舗不動産の賃借に伴い差し入れたもので、取引先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入れに係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び連結子会社は、営業債権について、財務経理部財務担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用度の高い国内金融機関とのみ取引を行っております。

##### (イ) 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社及び連結子会社は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引においては、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づき、決裁担当者が承認し、これに従い財務経理部財務担当が取引を行い、財務経理部経理担当において記帳及び取引先と残高照合等を行っております。取引の状況は、定期的に取締役会に報告しております。連結子会社においても、当社のデリバティブ管理規程に準じて、管理を行っております。

##### (ウ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び連結子会社は、各部署からの報告に基づき財務経理部財務担当が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（\*2）をご参照ください。

当連結会計年度(2023年2月28日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券 (*3)	903	903	—
(2) 敷金及び保証金	5,516		
貸倒引当金(*4)	△114		
	5,401	5,234	△167
資産計	6,304	6,137	△167
(1) 社債（1年内償還予定額を 含む）	150	149	△0
(2) 長期借入金（1年内返済予 定額を含む）	11,492	11,495	2
負債計	11,642	11,645	2

(\*1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額 (単位：百万円)

区分	当連結会計年度
その他有価証券	
非上場株式	21
子会社株式	
非上場株式	61

(\*3) 投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

(\*4) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。



(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
当連結会計年度(2023年2月28日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	9,041	—	—	—
売掛金	1,259	—	—	—
未収入金	3,413	—	—	—
敷金及び保証金	283	837	549	3,846
合計	13,997	837	549	3,846

(注2) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
当連結会計年度(2023年2月28日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	150	—	—	—	—	—
長期借入金	4,792	3,632	2,251	682	133	—
合計	4,942	3,632	2,251	682	133	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年2月28日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	299	69	—	368
投資信託	—	534	—	534
敷金及び保証金	—	2,107	—	2,107
資産計	299	2,711	—	3,010

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年2月28日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	3,126	—	3,126
資産計	—	3,126	—	3,126
社債	—	149	—	149
長期借入金	—	11,495	—	11,495
負債計	—	11,645	—	11,645

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。店頭売買株式は、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。投資信託は、取引金融機関から提示された基準価額により評価しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、償還金の合計額を残存期間に対する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によって、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び連結子会社では、東京都、埼玉県、千葉県、茨城県及び栃木県において賃貸用の店舗及び土地を所有しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
1,565	1,465

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて自社で算定した金額であります。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（2022年3月1日から2023年2月28日まで）

（単位：百万円）

商品部門		スーパーマーケット事業			
		商品の販売 (売上高)	配送代行収入等 (売上高)	営業収入 (*1)	合計
生鮮部門	青果	16,585	－	－	16,585
	鮮魚	11,165	－	－	11,165
	精肉	13,923	－	－	13,923
	惣菜	15,910	－	－	15,910
グロサリー部門	デイリー	28,979	－	－	28,979
	一般食品	23,058	－	－	23,058
	酒類	6,596	－	－	6,596
	雑貨	1,982	－	－	1,982
	その他	348	－	－	348
その他		－	506	2,117	2,624
顧客との契約から生じる収益		118,551	506	2,117	121,175
その他の収益		－	－	1,573	1,573
合計		118,551	506	3,691	122,749

(\*1) 営業収入の「その他」は卸売に係る収益や消化仕入に係る収益等であり、営業収入の「その他の収益」は不動産の賃貸に伴う収益であります。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社エコスグループは、主に食料品及び日用雑貨品等の販売を主力としたスーパーマーケット事業を行っております。

#### ① 商品の販売

商品の販売は、各店舗における顧客への商品の販売であり、当該販売時に履行義務が充足されると判断していることから、顧客への販売時点で収益を認識しております。商品の対価は、引き渡した時から概ね1ヶ月以内に受領しております。

## ② 配送代行収入等

配送代行収入等は、主に仕入先に代わり店舗へ商品供給を行うことによる収入等からなり、これらの収益は利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。この対価は、取引先との契約に基づき概ね1ヶ月以内に受領しております。

## ③ 営業収入

営業収入は、主に卸売に係る収益や消化仕入に係る収益等であります。卸売に係る収益は、商品供給契約に基づき顧客の販売する商品を継続的に売り渡すサービスの提供であり、消化仕入に係る収益は、消化仕入契約に基づき顧客に店舗スペースの一部を提供し商品を陳列・販売することを許諾するサービスの提供であります。これらは利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。これらの対価は、取引先との契約に基づき概ね1ヶ月以内に受領しております。

なお、これら収益のうち、当社エコスグループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から、仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

## ① 契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	1,261
契約負債（期末残高）	1,486

契約負債は、主に電子マネー及び顧客との販売時に付与するポイントに関するものであり、顧客が電子マネー、ポイントを利用した際に収益の認識に伴い取り崩されます。

## ② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年以内であるものについては、実務上の便法を使用し、記載を省略しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,800円21銭
(2) 1株当たり当期純利益	143円87銭

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 2023年2月28日現在	(ご参考) 前事業年度 2022年2月28日現在	科 目	当事業年度 2023年2月28日現在	(ご参考) 前事業年度 2022年2月28日現在
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>18,996</b>	<b>20,207</b>	<b>流動負債</b>	<b>13,025</b>	<b>13,971</b>
現金及び預金	6,785	8,662	買掛金	4,373	4,155
売掛金	784	716	一年内返済予定の長期借入金	4,526	4,563
商品及び製品	2,586	2,399	一年内償還予定の社債	150	300
原材料及び貯蔵品	29	26	未払金	1,575	1,958
前払費用	327	340	未払費用	301	303
関係会社短期貸付金	3,734	2,200	未払法人税等	179	758
未収入金	3,425	3,419	未払消費税等	—	174
その他	1,348	2,454	賞与引当金	315	350
貸倒引当金	△25	△12	役員賞与引当金	90	90
<b>固定資産</b>	<b>20,877</b>	<b>19,756</b>	ポイント引当金	—	23
<b>有形固定資産</b>	<b>12,434</b>	<b>11,345</b>	契約負債	1,407	—
建物	5,709	5,023	その他	106	1,294
構築物	668	470	<b>固定負債</b>	<b>8,129</b>	<b>7,895</b>
車輛運搬具	5	7	社債	—	150
工具、器具及び備品	904	963	長期借入金	6,639	6,255
土地	4,702	4,641	退職給付引当金	117	170
建設仮勘定	443	238	役員退職慰労引当金	—	653
<b>無形固定資産</b>	<b>578</b>	<b>678</b>	資産除去債務	123	121
ソフトウェア	559	659	再評価に係る繰延税金負債	43	43
電話加入権	16	16	その他	1,206	500
その他	2	2	<b>負債合計</b>	<b>21,155</b>	<b>21,867</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,864</b>	<b>7,732</b>	<b>純資産の部</b>		
投資有価証券	865	878	<b>株主資本</b>	<b>19,977</b>	<b>19,364</b>
関係会社株式	1,263	1,263	資本金	3,318	3,318
出資金	1	1	資本剰余金	3,591	3,591
従業員に対する長期貸付金	1	4	資本準備金	3,591	3,591
関係会社長期貸付金	792	793	利益剰余金	14,013	12,904
長期前払費用	329	372	その他利益剰余金	14,013	12,904
敷金及び保証金	3,315	3,285	繰越利益剰余金	14,013	12,904
繰延税金資産	1,373	1,208	自己株式	△946	△449
その他	40	40	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△1,264</b>	<b>△1,276</b>
貸倒引当金	△120	△116	その他有価証券評価差額金	54	42
<b>繰延資産</b>	<b>—</b>	<b>0</b>	土地再評価差額金	△1,318	△1,318
社債発行費	—	0	<b>新株予約権</b>	<b>5</b>	<b>9</b>
<b>資産合計</b>	<b>39,873</b>	<b>39,965</b>	<b>純資産合計</b>	<b>18,717</b>	<b>18,098</b>
			<b>負債及び純資産合計</b>	<b>39,873</b>	<b>39,965</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		当事業年度 2022年3月1日から 2023年2月28日まで	(ご参考) 前事業年度 2021年3月1日から 2022年2月28日まで
売上	高価	65,474	75,116
売上	原価	47,289	55,658
営業	総利益	18,184	19,457
営業	収入	2,283	1,898
営業	総利益	20,468	21,355
販売費及び一般管理費		18,164	18,077
営業	業外利益	2,303	3,277
受取利息及び受取配当金		1,221	1,306
受取経営指		622	650
受取経営指		550	602
その他		48	53
営業	業外費用	83	89
支払利息		46	56
支払利息		23	23
支払利息		12	9
経常	利益	3,441	4,495
特	別	3	0
特	別	3	0
特	別	1,105	299
特	別	31	-
特	別	126	108
特	別	563	125
特	別	-	65
特	別	384	-
税引前当期純利益		2,340	4,196
法人税、住民税及び事業税		801	1,245
法人税、住民税及び事業税		△170	4
当期純利益		1,709	2,947

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 株主資本等変動計算書（2022年3月1日から2023年2月28日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本							株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
2022年3月1日残高	3,318	3,591	－	3,591	12,904	12,904	△449	19,364
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	△8	△8	－	△8
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,318	3,591	－	3,591	12,895	12,895	△449	19,355
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△568	△568		△568
当期純利益					1,709	1,709		1,709
自己株式の取得							△600	△600
自己株式の処分			△23	△23			104	80
自己株式処分差損の振替			23	23	△23	△23		－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	1,117	1,117	△496	621
2023年2月28日残高	3,318	3,591	－	3,591	14,013	14,013	△946	19,977

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
2022年3月1日残高	42	△1,318	△1,276	9	18,098
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	△8
会計方針の変更を反映した当期首残高	42	△1,318	△1,276	9	18,089
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△568
当期純利益					1,709
自己株式の取得					△600
自己株式の処分					80
自己株式処分差損の振替					－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	11	－	11	△4	7
事業年度中の変動額合計	11	－	11	△4	628
2023年2月28日残高	54	△1,318	△1,264	5	18,717

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券  
(ア) 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）  
(イ) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ③ 棚卸資産 棚卸資産の評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
- (ア) 商 品  
a 生鮮食品 最終仕入原価法による原価法  
b その他の商品 売価還元法による原価法
- (イ) 製 品 先入先出法による原価法  
(ウ) 原 材 料、貯 蔵 品 最終仕入原価法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
- (ア) 建 物 定率法  
(建物附属設備は除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物は定額法
- (イ) 建 物 以 外 定率法  
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法
- (ウ) 主 な 耐 用 年 数
- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 建 物             | 8年～34年  |
| 構 築 物           | 10年～30年 |
| 車 輛 運 搬 具       | 6年      |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 3年～20年  |
- ② 無形固定資産 定額法  
ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法
- (3) 繰延資産の処理方法  
社債発行費 社債の償還期間にわたって均等償却しております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞 与 引 当 金 当社の従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 当社は、役員への賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。
- ④ ポイント引当金 ポイントカードにより顧客に付与したポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

- ⑤ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金として計上しております。  
〔退職給付見込額の期間帰属方法〕  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
〔数理計算上の差異の費用処理方法〕  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。  
当社の従業員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金
- (5) ヘッジ会計の方法  
① ヘッジ会計の方法  
金利スワップについては、ヘッジ会計の特例処理の条件を満たしているため、特例処理を採用しております。  
ヘッジ手段 金利スワップ取引  
ヘッジ対象 借入金  
② ヘッジ手段とヘッジ対象  
③ ヘッジ方針  
将来の金利の変動によるリスク回避を目的に行っており、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。  
④ ヘッジの有効性評価の方法  
ヘッジ会計の特例処理によっている金利スワップであるため、有効性の評価を省略しております。
- (6) 重要な収益及び費用の計上基準  
① 商品の販売に係る収益認識  
当社の顧客との契約から生じる収益は、食料品及び日用雑貨品等を主力としたスーパーマーケット事業を中核とした小売業での商品の販売によるものであり、このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。  
なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。  
② ポイント制度に係る収益認識  
当社は、スーパーマーケット事業においてポイントカードにより顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込みを考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。
- (7) その他計算書類作成のための基本となる事項  
退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 563百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 減損損失の金額の算出方法

当社は、固定資産の減損会計適用に際しては、会社の実態を反映したグルーピング・減損の兆候の判定・減損損失の認識の要否の判定・減損損失の測定を行い、その過程で合理的で説明可能な仮定及び見積りを行っております。

固定資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としております。

減損の兆候の判定は、各店舗の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合、環境の変化に伴い店舗の収益構造の悪化が著しい場合及び店舗固定資産の市場価格が著しく下落した場合並びに店舗閉鎖の意思決定が行われた場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候が把握された店舗のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を認識すべきと判定しております。

減損損失を認識すべきと判定された店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定しており、不動産の正味売却価額については不動産鑑定評価基準又はそれに準ずる方法等により評価しております。

#### ② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの基礎となる店舗ごとの事業計画の策定における主要な仮定は、客数、客単価及び成長率であり、店舗の周辺環境及び近似する店舗の過去の推移等を考慮して見積もっております。

#### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記仮定を含む見積りは、将来の不確実な市場動向等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる翌事業年度以降の収益予測及び費用予測の仮定が大きく異なった場合には、翌事業年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

#### (1) 代理人取引に係る収益認識

卸売に係る収益や消化仕入に係る収益等について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。なお、当該収益を営業収入に計上しております。

#### (2) ポイント制度に係る収益認識

従来、ポイント制度において付与したポイントの使用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、販売費及び一般管理費として費用処理しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

この変更により、前事業年度の貸借対照表において、「ポイント引当金」で表示していたポイント制度に係る負債は「契約負債」で表示することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準等第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及処理しておりません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」、「その他」に含めて表示していた「電子マネー預り金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、当事業年度の売上高は6,807百万円減少し、売上原価は6,013百万円減少し、営業収入は305百万円増加し、販売費及び一般管理費は470百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ18百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は8百万円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は8百万円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「改正時価算定適用指針」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項及び改正時価算定適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

#### 4. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「立替金」、「流動負債」の「預り金」、「固定負債」の「長期預り保証金」は、表示上の明瞭性を高めるため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の計算書類の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「立替金」2,422百万円、「その他」31百万円は、「その他」2,454百万円として、「流動負債」に表示していた「預り金」1,085百万円、「その他」208百万円は、「その他」1,294百万円として、「固定負債」に表示していた「長期預り保証金」498百万円、「その他」2百万円は、「その他」500百万円として組替えております。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産

建	物	235百万円
土	地	864百万円
計		1,099百万円

上記の物件は、以下の内容の担保に供しております。

短期借入金	－百万円
長期借入金（一年以内返済予定額を含む）	7,307百万円
流動負債「その他」（商品券他）	650百万円
計	7,957百万円

##### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,647百万円

##### (3) 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権・債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権	1,977百万円
長期金銭債権	115百万円
短期金銭債務	966百万円
長期金銭債務	88百万円

##### (4) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行18行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	22,200百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	22,200百万円

##### (5) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証 246百万円

## 6. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
収入分	858百万円
支出分	289百万円
② 営業取引以外の取引高	
収入分	1,465百万円

### (2) 減損損失

当事業年度において、当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	減損損失 (百万円)
店舗	東京都 (1店舗)	33
	千葉県 (2店舗)	3
	埼玉県 (5店舗)	429
	茨城県 (2店舗)	92
	栃木県 (1店舗)	3
上記における資産の種類は、建物及び構築物、工具、器具及び備品であります。		

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位をグルーピングの最小単位としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗資産、賃貸資産及び市場価額が帳簿価額より下落している遊休資産については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 563百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物 423百万円、構築物 22百万円、工具、器具及び備品 117百万円であります。

当資産グループの回収可能価額は土地については、正味売却価額（不動産鑑定評価額、路線価及び路線価のない土地は固定資産税評価額を基準に算定した金額）により測定しており、土地以外の資産については、売却が困難であるため、正味売却価額をゼロとしております。

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	277,606株	286,909株	58,800株	505,715株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 286,909株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得 286,500株、単元未満株式の買取 409株の増加であり、減少 58,800株は、新株予約権の権利行使による振替による減少 37,000株、譲渡制限付株式割当による減少 21,800株であります。

## 8. 税効果会計に関する注記

線延税金資産及び線延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

(線延税金資産)	
退職給付引当金	35百万円
減損損失	769百万円
役員退職慰労未払金	222百万円
減価償却費	157百万円
賞与引当金	96百万円
貸倒引当金	44百万円
商品券未使用残高	111百万円
更生・破産等債権貸倒償却	80百万円
未払事業税等	33百万円
その他	131百万円
線延税金資産小計	1,681百万円
評価性引当額	△275百万円
線延税金資産合計	1,405百万円
(線延税金負債)	
資産除去債務	△9百万円
その他有価証券評価差額金	△21百万円
線延税金負債合計	△31百万円
線延税金資産の純額	1,373百万円

再評価に係る線延税金資産及び線延税金負債の内訳

(線延税金資産)	
再評価に係る線延税金資産	440百万円
評価性引当額	△440百万円
再評価に係る線延税金資産合計	-百万円
(線延税金負債)	
再評価に係る線延税金負債	△43百万円
再評価に係る線延税金負債合計	△43百万円
再評価に係る線延税金負債の純額	△43百万円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)琢磨	16	損害保険の代理店業	被所有 直接 18.04%	—	保険契約	火災保険等の損害保険料	37	前払費用	—
役員	平 富郎	—	当社 取締役会長 執行役員	被所有 直接 3.62%	—	—	譲渡制限付株式の割当	1(1千株)	—	—
役員	平 邦雄	—	当社 代表取締役 社長執行役員	被所有 直接 13.88%	—	—	譲渡制限付株式の割当	27(14千株)	—	—
役員	平 典子	—	当社 取締役副社長 執行役員	被所有 直接 2.16%	—	—	ストックオプションの権利行使	11(12千株)	—	—
							譲渡制限付株式の割当	5(3千株)		
役員	宮崎和美	—	当社 専務執行役員	被所有 直接 0.38%	—	—	譲渡制限付株式の割当	1(0.9千株)	—	—
役員	村山陽太郎	—	当社 常務執行役員	被所有 直接 0.36%	—	—	ストックオプションの権利行使	3(3千株)	—	—
							譲渡制限付株式の割当	1(0.7千株)		
役員	飯島朋幸	—	当社 常務執行役員	被所有 直接 0.40%	—	—	ストックオプションの権利行使	7(10千株)	—	—
							譲渡制限付株式の割当	1(0.7千株)		
役員	上野 潔	—	当社 執行役員	被所有 直接 0.03%	—	—	譲渡制限付株式の割当	0(0.5千株)	—	—
役員	芳野幸夫	—	当社 執行役員	被所有 直接 0.02%	—	—	譲渡制限付株式の割当	0(0.5千株)	—	—
役員	瀧田勇介	—	当社 執行役員	被所有 直接 0.06%	—	—	譲渡制限付株式の割当	0(0.5千株)	—	—



- (注) 1. (株)琢磨との取引は、いわゆる第三者のためにする取引であります。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
損害保険については、一般取引条件と同様に決定しております。
3. (株)琢磨は、当社代表取締役社長執行役員平邦雄氏及びその二親等以内の親族（平光子氏他2名）が議決権の計100.0%を直接所有している会社であります。
4. 2014年5月29日開催の第49回定時株主総会の決議及び2015年5月28日開催の第50回定時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。
5. 村山陽太郎氏のストックオプションの権利行使及び譲渡制限付株式の割当は、当社常務執行役員退任前の取引であります。

## (2) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)たいらや	100	食品スーパーマーケット事業	所有 直接 100.0%	兼任3人	—	受取経営指導料 資金の貸付 受取配当金 電子マネー 入金分 電子マネー 利用分	310 — 600 — —	未収入金 短期貸付金 — 未収入金 未払金	— 2,000 — 416 393
子会社	(株)マスタダ	95	食品スーパーマーケット事業	所有 直接 100.0%	兼任1人	—	仕入代行 資金の貸付	9,538 —	立替金 長期貸付金	687 700
子会社	(株)与野フードセンター	50	食品スーパーマーケット事業	所有 直接 100.0%	兼任2人	—	仕入代行 — 債務保証	10,904 — 246	— 短期貸付金 —	— 1,734 —
子会社	(株)TSロジテック	95	物流事業、 資源リサイクル事業	所有 直接 100.0%	兼任4人	—	経費の立替	—	立替金	484

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 業務全般に係る経営指導、仕入代行及び資金の貸付となっております。仕入代行については、要支払額につき支払いを代行しております。
- 受取経営指導料収入については売上高及び営業収入を基礎とし、契約によって決定しております。受取配当金については剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。資金の貸付については無利息としております。
- 債務保証については子会社の金融機関からの借入及び社債に対して当社が保証を行っております。なお、取引金額には債務保証の期末残高を記載しております。
- 経費の立替に関しては外部の取引業者への立替払いであり、親子間の直接的な取引ではないため、取引金額の記載を省略しております。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（10.収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているのので、注記を省略しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,679円30銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 152円72銭   |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年4月10日

株式会社エコス  
取締役会 御中

### アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 植木 一 彰

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡部 源 一

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エコスの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エコス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年4月10日

株式会社エコス  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 植木 一 彰  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 源 一  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エコスの2022年3月1日から2023年2月28日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役会及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月11日

株式会社 エ コ ス 監査役会

常勤監査役 酒 井 紘 一 ㊟

社外監査役 鈴 木 茂 生 ㊟

社外監査役 雨 宮 真 歩 ㊟

以 上



# 株主総会会場ご案内図

会場 パレスホテル立川 4階「ローズルーム」  
東京都立川市曙町2丁目40番15号  
TEL 042-527-1111



交通のご案内：JR立川駅北口より徒歩約5分

多摩モノレール立川北駅高島屋S.C.方面改札口より徒歩約3分

駐車場の準備はいたしておりませんので、予めご了承くださいませよう願ひ申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。